明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令（三七〇）　三
○海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令（三七一）　六
○消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三七二）　七
○消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（三七四）　八
○生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（三七五）　三
○スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第三条第一項の事業の規模を定める政令（三七六）　三
〔省　令〕
○学校教育法施行規則の一部を改正する省令（文部科学三三）　三
○認証評価機関の認証の申請及び届出に係る手続等に関する規則（同三四）　一四
○商標法施行規則の一部を改正する省令（経済産業八四）　一八
〔規　則〕
○スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律施行規則（公正取引委五）　一九
〔告　示〕
○建設業法の規定に基づく情報通信技術を活用した建設工事の適正な施工を確保するための基本的な指針を定める告示（国土交通一三三三）　二三
〔官庁報告〕
公聴会
公聴会開催に関する公示（運輸審議会）　二六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二六
特殊法人等
独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、税理士登録者関係　二三
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分、無縁墳墓等改葬、農業協同組合法第六十四条の二の届出関係　二三
会社その他
会社決算公告　二五

本号で公布された法令のあらまし

◇都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令（政令第三七〇号）（内閣府本府）

1　都市再生緊急整備地域として新たに沼津駅周辺地域、京都市三条駅周辺地域及び松山城周辺地域を定める等することとした。（第一条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三七一号）（国土交通省）

海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、令和七年四月一日とすることとした。

◇海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令（政令第三七二号）（国土交通省）

1　海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、海上運送法施行令等について所要の規定の整理等を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、一部の規定を除き、海上運送法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和七年四月一日）から施行することとした。

◇消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三七三号）（経済産業省）

消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律（令和六年法律第六七号）の施行期日は、令和七年一二月二五日とすることとした。

◇消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第三七四号）（経済産業省）

一　消費生活用製品安全法施行令の一部改正関係

1　子供用特定製品

消費生活用製品安全法（以下「消安法」という。）第二条第四項の子供用特定製品は、別表第一第三号及び第一三号に掲げる特定製品とすることとした。（第三条関係）

2　取引デジタルプラットフォームにおける消費生活用製品の通信販売に係る売買契約の相手方を決定する方法

消安法第二条第八項第二号の政令で定める方法は、競り等の方法とすることとした。（第七条関係）

3　報告の徴収

消安法第四〇条第一項の規定により主務大臣が届出事業者に対し報告をさせることができる事項は、その製造等に係る特定製品の型式等（特定輸入事業者である届出事業者にあっては、その国内管理人に関する事項を含む。）とすることとした。（第一四条第六項関係）

4　主務大臣及び主務省令

㈠　消安法第三九条の二第一項の規定による要請に関する事項についての主務大臣は、当該要請に係る消費生活用製品の製造等の事業を所管する大臣とすることとした。（第一五条第三項関係）

㈡　消安法第四六条の二の規定による公表に関する事項についての主務大臣は、当該公表に係る消費生活用製品の製造等の事業を所管する大臣等とすることとした。（第一五条第四項関係）

㈢　消安法第四六条の二の規定による主務省令は、㈡に規定する主務大臣の発する命令とすることとした。（第一五条第七項関係）

5　権限の委任

㈠　消安法第四条第三項第四号の規定に基づく経済産業大臣の権限であって、古物営業法第二条第一項に規定する古物である子供用特定製品の販売の事業に係る事務所等が一の経済産業局の管轄区域内のみにある者に関するものは、その事務所等の所在地を管轄する経済産業局長が行うこととした。（第一九条第三項関係）

(二)　消安法第六条等の規定に基づく経済産業大臣の権限であって、一の届出区分に属する特定製品の輸入の事業に係る国内管理人の事務所等が一の経済産業局の管轄区域内のみにある当該国内管理人に係る届出事業者に関するものは、当該国内管理人の事務所等の所在地を管轄する経済産業局長が行うこととした。(第一九条第一二項関係)

二　ガス事業法施行令の一部改正関係

1　取引デジタルプラットフォームにおけるガス用品の通信販売に係る売買契約の相手方を決定する方法

ガス事業法第一三七条第三項第二号の政令で定める方法は、競り等の方法とすることとした。(第一六条関係)

2　報告の徴収

ガス事業法第一七一条第一項の規定により経済産業大臣が届出事業者に対し報告をさせることができる事項は、その製造等に係るガス用品の型式等（特定輸入事業者である届出事業者にあっては、その国内管理人に関する事項を含む。）とすることとした。(第一九条第九項関係)

3　権限の委任

(一)　ガス事業法第一四〇条等の規定に基づく権限であって、一の届出区分に属するガス用品の輸入の事業に係る国内管理人の事業場が一の経済産業局の管轄区域のみにある当該国内管理人に係る届出事業者に関するものについては、当該国内管理人の事業場の所在地を管轄する経済産業局長が行うこととした。(第二一条第四項の表第二四号関係)

(二)　ガス事業法第一七一条第一項等の規定に基づく権限（ガス事業法第一八九条第一項等の規定により電力・ガス取引監視等委員会に委任されたものを除く。）等であって、特定輸入事業者である届出事業者等に関するものについては、当該国内管理人の事業場の所在地を管轄する経済産業局長が行うこととした。(第二一条第四項の表第三一号（七）及び第三三号関係)

三　電気用品安全法施行令の一部改正関係

1　取引デジタルプラットフォームにおける電気用品の通信販売に係る売買契約の相手方を決定する方法

電気用品安全法（以下「電安法」という。）第二条第三項第二号の政令で定める方法は、競り等の方法とすることとした。(第三条関係)

2　報告の徴収

電安法第四五条第一項の規定により経済産業大臣が電気用品の製造等の事業を行う者に対し報告をさせることができる事項は、その製造等に係る電気用品の型式等（特定輸入事業者である届出事業者にあっては、その国内管理人に関する事項を含む。）とすることとした。(第七条第一項関係)

3　権限の委任

(一)　電安法第三条等の規定に基づく経済産業大臣の権限であって、一の届出区分に属する電気用品の輸入の事業に係る国内管理人の事務所等が一の経済産業局の管轄区域内のみにある当該国内管理人に係る届出事業者に関するものは、当該国内管理人の事務所等の所在地を管轄する経済産業局長が行うこととした。(第一〇条第三項関係)

(二)　電安法第四五条第一項等の規定に基づく経済産業大臣の権限であって、特定輸入事業者である届出事業者等に関するものは、当該国内管理人の事務所等の所在地を管轄する経済産業局長が行い、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げないこととした。(第一〇条第七項関係)

四　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の一部改正関係

1　取引デジタルプラットフォームにおける液化石油ガス器具等の通信販売に係る売買契約の相手方を決定する方法

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」という。）第二条第九項第二号の政令で定める方法は、競り等の方法とすることとした。(第五条関係)

2　報告の徴収

液石法第八二条第一項の規定により、経済産業大臣は、届出事業者に対し、その製造等に係る液化石油ガス器具等の型式等（特定輸入事業者である届出事業者にあっては、その国内管理人に関する事項を含む。）について報告をさせることができることとした。(第一三条第七項関係)

3　権限の委任

(一)　液石法第四一条等の規定に基づく経済産業大臣の権限であって、一の届出区分に属する液化石油ガス器具等の輸入の事業に係る国内管理人の事務所等が一の経済産業局の管轄区域内のみにある当該国内管理人に係る届出事業者に関するものは、当該国内管理人の事務所等の所在地を管轄する経済産業局長が行うこととした。(第一七条第九項関係)

(二)　液石法第八二条第一項等の規定に基づく経済産業大臣の権限であって、特定輸入事業者である届出事業者等に関するものは、当該国内管理人の事務所等を管轄する経済産業局長が行い、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げないこととした。(第一七条第一七項関係)

五　その他

その他所要の規定の整備を行うこととした。

六　附則関係

(一)　所要の経過措置について定めることとした。(附則第二条～第五条関係)

(二)　この政令は、一部の規定を除き、令和七年一二月二五日から施行することとした。

◇生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第三七五号）(厚生労働省)

一　生活困窮者自立支援法施行令の一部改正関係

生活困窮者自立支援法第七条第四項の政令で定める方法は、次の1から3までに掲げるいずれかの方法とすることとした。(第一条関係)

1　生活困窮者自立支援法第三条第二項第一号に掲げる事業に従事する者が同号の規定により相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をするときに、生活困窮者就労準備支援事業に従事する者及び生活困窮者家計改善支援事業に従事する者（当該都道府県等が生活困窮者就労準備支援事業又は生活困窮者家計改善支援事業のうちいずれかの事業のみを行っている場合は、その事業に従事する者。2において同じ。）が参画し、これらの事業による支援の必要性を検討する体制を確保する方法

2　生活困窮者自立支援法第三条第二項第三号に掲げる事業に従事する者が同号に規定する計画の作成を行うときに、生活困窮者就労準備支援事業に従事する者及び生活困窮者家計改善支援事業に従事する者が参画し、当該計画の内容に関して同号に掲げる事業に従事する者と協議するとともに、当該計画に基づくこれらの事業による支援に関する連絡調整を行う体制を確保する方法

3　1及び2に掲げるもののほか、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業（当該都道府県等が生活困窮者就労準備支援事業又は生活困窮者家計改善支援事業のうちいずれかの事業のみを行っている場合は、その事業）並びに生活困窮者自立相談支援事業を一体的に行う体制を確保する方法として厚生労働省令で定める方法

二　生活保護法施行令の一部改正関係

生活保護法第七三条又は第七五条（第一項第三号及び第四号並びに第二項を除く。）に規定する都道府県の負担又は国の負担及び補助の額の算出に当たり控除する生活保護のためのその他の収入の額について、被保護者就労準備支援事業、被保護者家計改善支援事業及び被保護者地域居住支援事業に係るものを除くものとするとともに、同法第七五条第一項（第三号及び第四号に限る。）又は第二項に規定する国の負担又は補助の額の算出の基礎となる費用に、被保護者就労準備支援事業、被保護者家計改善支援事業及び被保護者地域居住支援事業の実施に要する費用を追加するものとすることとした。(第一〇条第一項及び第三項関係)

三　地方自治法施行令の一部改正関係
　生活保護法第八一条の二の規定による情報の提供等及び同法第八一条の三の規定による援助に関する事務を、地方自治法第二五二条の一九第一項の規定により指定都市が処理する生活保護に関する事務及び同法第二五二条の二二第一項の規定により中核市が処理する生活保護に関する事務から除くものとすることとした。（第一七四条の二九第一項及び第一七四条の四九の五第一項関係）
四　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第三条第一項の事業の規模を定める政令（政令第三七六号）（公正取引委員会）

1　事業の規模
　スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和六年法律第五八号。以下「法」という。）第三条第一項の政令で定める規模は、次に掲げるとおりとすることとした。（本則関係）
㈠　基本動作ソフトウェア　年度（四月一日から翌年三月三一日までの期間をいう。以下同じ。）における各月の当該事業者によって国内向けに提供されている基本動作ソフトウェアを月一回以上利用するスマートフォンの利用者の数を平均した数が四、〇〇〇万人
㈡　アプリストア　年度における各月の当該事業者によって国内向けに提供されているアプリストアを月一回以上利用するスマートフォンの利用者の数を平均した数が四、〇〇〇万人
㈢　ブラウザ　年度における各月の当該事業者によって国内向けに提供されているブラウザを月一回以上利用するスマートフォンの利用者の数を平均した数が四、〇〇〇万人
㈣　検索エンジン　年度における各月の当該事業者によって国内向けに提供されている検索エンジンを用いた検索役務（法第二条第八項に規定する検索役務をいう。）を月一回以上利用するスマートフォンの利用者の数を平均した数が四、〇〇〇万人

2　附則
㈠　公正取引委員会事務総局組織令（昭和二七年政令第三七三号）について所要の改正を行うこととした。（附則第二項関係）
㈡　この政令は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年一二月一九日）から施行することとした。

政令

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和六年十二月十三日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百七十号

　都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令

　内閣は、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

　都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令（平成十四年政令第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

　第一条の表岐阜駅北・柳ヶ瀬通周辺地域の項の次に次のように加える。

沼津駅周辺地域	一　沼津市の区域のうち、(1)に掲げる線と(6)に掲げる線との交会点を起点とし、次に掲げる線を順次経て起点に至る線で囲まれた区域 (1)　東駿河湾広域都市計画道路三・三・十六号七通線の中心線 (2)　東駿河湾広域都市計画道路三・三・五号沼津南一色線の中心線に相当する線 (3)　市道二千三十八号線の中心線 (4)　東駿河湾広域都市計画道路三・三・九号八幡原線の中心線 (5)　東駿河湾広域都市計画道路三・四・二十三号沼津静浦線の中心線に相当する線 (6)　東駿河湾広域都市計画道路三・三・十五号三枚橋岡宮線の中心線に相当する線 二　沼津市の区域のうち、(1)に掲げる線と(5)に掲げる線との交会点を起点とし、次に掲げる線を順次経て起点に至る線で囲まれた区域 (1)　市道三万五百二十四号線の中心線 (2)　市道三万五百二十三号線の中心線 (3)　市道三万五百十九号線の中心線 (4)　市道三万五百二十五号線の中心線 (5)　東駿河湾広域都市計画道路三・三・五号沼津南一色線の中心線 三　沼津市の区域のうち、(1)に掲げる線と(5)に掲げる線との交会点を起点とし、次に掲げる線を順次経て起点に至る線で囲まれた区域 (1)　市道三万六百九十四号線の中心線 (2)　市道三万七百五十七号線の中心線 (3)　市道三万七百五十五号線の中心線 (4)　東駿河湾広域都市計画道路三・四・十一号西間門新谷線の中心線 (5)　市道三万六百九十号線の中心線

第一条の表中部国際空港東・常滑りんくう地域の項の次に次のように加える。

京都市三条駅周辺地域	京都市東山区の区域のうち、第一号に掲げる線と第三十一号に掲げる線との交会点を起点とし、次に掲げる線を順次経て起点に至る線で囲まれた区域 一　府道二条停車場東山三条線の北側端線 二　大橋町百十五番三と大橋町百十六番五との境界線 三　大橋町百十五番二と大橋町百十六番四との境界線 四　大橋町百十五番一及び左京区法林寺門前町三十六番九と大橋町百十六番二との境界線 五　左京区法林寺門前町三十六番四と大橋町百十六番二との境界線及び同線を延長した線 六　鴨川の中心線 七　新五軒町百八十番一、百八十番二及び百八十番と新五軒町百七十一番との境界線並びに同線を延長した線 八　市道大和大路通の中心線 九　元町三百七十三番、三百七十番、三百六十九番、三百六十八番及び三百六十七番二と大黒町百六十二番二との境界線並びに同線を延長した線 十　元町三百六十七番八及び三百六十六番と大黒町百六十九番との境界線 十一　元町三百六十六番と元町三百六十五番との境界線及び同線を延長した線 十二　市道古門前通の中心線 十三　元町三百六十四番と元町三百六十五番及び三百六十四番一との境界線並びに同線を延長した線 十四　元町三百六十四番、三百六十三番二、三百六十二番、三百六十一番三、三百六十一番四、三百六十番、三百六十番一、三百五十九番五、三百五十九番四、三百五十八番三、三百五十八番二、三百五十七番一、三百五十六番及び三百九十二番二十一と若松町三百九十三番一との境界線 十五　元町三百九十二番二十一と元町三百九十二番十一及び三百九十二番一との境界線 十六　元町三百九十二番十二、三百九十二番三及び三百九十二番十七と元町三百九十二番一との境界線 十七　元町三百九十二番十七と元町三百九十二番十六との境界線及び同線を延長した線 十八　市道有済経十三号線の中心線 十九　市道有済緯二号線の南側端線 二十　市道花見小路の東側端線 二十一　市道花見小路の東側端線と三吉町三百三十五番の北側端線との交会点と三吉町三百三十五番と三吉町三百五十三番一との境界線の北端とを結んだ線 二十二　巽町四百四十一番二及び四百四十一番一と巽町四百四十番一との境界線並びに同線を延長した線 二十三　巽町四百四十一番一と巽町四百四十番との境界線及び同線を延長した線 二十四　市道有済緯二号線の中心線 二十五　巽町四百四十二番六及び四百四十四番と巽町四百四十二番七との境界線並びに同線を延長した線 二十六　水路有済水一号の北側端線 二十七　市道有済経三号線の西側端線及び同線を延長した線 二十八　市道粟田経十八号線の西側端線

第一条の表京都駅周辺地域の項中「京都駅周辺地域」を「京都駅周辺・京都南部油小路通沿道地域」に改め、同項地域の欄を次のように改める。

京都駅周辺・京都南部油小路通沿道地域	一　京都市下京区及び南区の区域のうち、(1)に掲げる線と(55)に掲げる線との交会点を起点とし、次に掲げる線を順次経て起点に至る線で囲まれた区域 (1)　府道梅津東山七条線の中心線 (2)　市道安寧経二号線の中心線 (3)　市道梅逕経一号線の中心線 (4)　市道塩小路通の中心線 (5)　府道七条大宮四ツ塚線の中心線 (6)　市道木津屋橋通の中心線 (7)　市道壬生通の中心線 (8)　府道梅津東山七条線の中心線 (9)　市道千本通の中心線 (10)　市道朱雀緯一号線の中心線 (11)　市道中堂寺経八号線の中心線 (12)　一般国道九号線の中心線 (13)　西日本旅客鉄道山陰線の西側端線 (14)　下京区中堂寺北町五番三、五番六、五番四及び五番五と同区中堂寺北町十番三との境界線 (15)　市道新千本通の東側端線 (16)　一般国道九号線の中心線 (17)　市道天神道の中心線 (18)　市道中堂寺通の中心線 (19)　市道御前通の中心線 (20)　市道西七条緯二号線の中心線 (21)　市道西七条経七号線の中心線 (22)　府道梅津東山七条線の中心線 (23)　市道新千本通の東側端線 (24)　市道梅小路通の東側端線 (25)　下京区梅小路日影町一番二十四及び一番二十七と同区梅小路日影町一番十六との境界線 (26)　下京区梅小路日影町一番二十七、一番二十八及び一番と同区梅小路日影町一番二十との境界線 (27)　下京区梅小路日影町一番と同区梅小路日影町一番十五、一番十一及び一番十二との境界線 (28)　下京区梅小路頭町一番及び一番九と同区梅小路頭町一番七との境界線 (29)　南区八条源町一番二と同区八条源町四番二との境界線 (30)　南区八条源町及び八条町と下京区観喜寺町との境界線 (31)　西日本旅客鉄道山陰線の中心線 (32)　府道七条大宮四ツ塚線の中心線 (33)　市道梅逕緯二号線の中心線 二十九　長光町六百二十一番と長光町六百十三番二との境界線 三十　市道粟田経十九号線の東側端線 三十一　市道粟田経二十二号線の東側端線

(34) 市道安寧緯六号線の中心線
(35) 一般国道一号線の中心線
(36) 市道南第二緯十号線の中心線
(37) 市道西洞院通の中心線
(38) 市道南第二緯十五号線の中心線
(39) 市道新町通の中心線
(40) 府道四ノ宮四ツ塚線の中心線
(41) 市道西洞院通の中心線
(42) 市道東寺道の中心線
(43) 市道新町通の中心線
(44) 市道南第四緯五号線の中心線
(45) 市道烏丸通の中心線
(46) 府道四ノ宮四ツ塚線の中心線
(47) 府道伏見港京都停車場線の中心線
(48) 市道南第三緯十五号線の中心線
(49) 市道高倉通の中心線
(50) 府道四ノ宮四ツ塚線の中心線
(51) 一般国道二十四号線の中心線
(52) 市道八条通の中心線
(53) 市道南第三経一号線の中心線
(54) 下京区屋形町十八番五と同区屋形町十七番との境界線を延長した線
(55) 鴨川の中心線

二　京都市南区及び伏見区の区域のうち、(1)に掲げる線と(29)に掲げる線との交会点を起点とし、次に掲げる線を順次経て起点に至る線で囲まれた区域

(1) 市道京都環状線の中心線
(2) 近畿日本鉄道京都線の中心線
(3) 市道久世橋通の中心線
(4) 市道油小路通の西側端線
(5) 市道竹田経八十九号線の西側端線
(6) 鴨川の中心線
(7) 市道上鳥羽竹田線の中心線
(8) 府道南インター竹田線の中心線
(9) 市道油小路通の西側端線から三十メートル外側の線
(10) 市道新城南宮道の中心線
(11) 市道中島経十四号線の中心線
(12) 市道竹田経七十四号線の中心線
(13) 市道下鳥羽経七十八号線の中心線
(14) 市道丹波橋通の南側端線
(15) 水路下鳥羽水九千一号の中心線
(16) 水路横大路水八号の中心線
(17) 伏見西部第三地区土地区画整理事業三号水路の中心線
(18) 市道観月橋横大路線の北側端線
(19) 東高瀬川の中心線
(20) 府道伏見向日線の中心線
(21) 市道竹田経六十六号線の中心線
(22) 市道新城南宮道の中心線
(23) 市道油小路通の東側端線から三十メートル外側の線
(24) 市道竹田出橋通の中心線
(25) 近畿日本鉄道京都線の中心線
(26) 鴨川の中心線
(27) 市道洛南緯十一号線の中心線及び同線を延長した線
(28) 市道洛南経十号線の中心線
(29) 市道新町通の中心線

第一条の表京都南部油小路通沿道地域の項を削り、同表高松駅周辺・丸亀町地域の項の次に次のように加える。

松山城周辺地域	一　松山市の区域のうち、(1)に掲げる線と(52)に掲げる線との交会点を起点とし、次に掲げる線を順次経て起点に至る線で囲まれた区域 (1) 南持田町七十六番及び八十五番と南持田町八十六番との境界線並びに同線を延長した線 (2) 市道東雲三十一号線の中心線 (3) 勝山町二丁目五番十五と同丁目五番一との境界線及び同線を延長した線 (4) 勝山町二丁目五番六及び五番四と同丁目五番一との境界線 (5) 主要地方道松山北条線の東側端線 (6) 市道東西百五十七号線の中心線 (7) 市道東西百五十八号線の中心線 (8) 市道南北百十三号線の中心線 (9) 市道東西百五十九号線の中心線 (10) 市道鮒屋町護国神社前線の中心線 (11) 市道東西百六十五号線の中心線 (12) 大街道三丁目二番十二と同丁目二番十一との境界線及び同線を延長した線 (13) 大街道三丁目及び丸之内と一番町三丁目との境界線 (14) 丸之内と一番町四丁目との境界線 (15) 丸之内と堀之内との境界線 (16) 市道南北百二十号線の西側端線 (17) 一般国道十一号線の西側端線 (18) 一般国道五十六号線の北側端線 (19) 一般国道百九十六号線の東側端線 (20) 市道東西九十一号線の中心線 (21) 市道南北七十四号線の中心線 (22) 市道東西八十六号線の中心線 (23) 市道南北七十三号線の中心線 (24) 市道東西八十五号線の中心線 (25) 市道南北六十九号線の中心線

(26) 宮田町八番八及び八番四と宮田町八番五との境界線並びに同線を延長した線
(27) 宮田町百三十八番三、百三十三番二及び百三十一番一と宮田町八番五との境界線並びに同線を延長した線
(28) 市道新玉二十八号線の中心線
(29) 次に掲げる地点を順次結んだ線
(i) 北緯三三度五〇分三二秒・五二東経一三二度四五分五秒・四〇の地点
(ii) 北緯三三度五〇分三一秒・四一東経一三二度四五分四秒・三八の地点
(iii) 北緯三三度五〇分三一秒・四〇東経一三二度四五分三秒・八九の地点
(iv) 北緯三三度五〇分三一秒・〇二東経一三二度四五分三秒・八八の地点
(v) 北緯三三度五〇分三二秒・〇一東経一三二度四五分三秒・三六の地点
(30) 市道新玉二十九号線の南側端線
(31) 次に掲げる地点を順次結んだ線
(i) 北緯三三度五〇分三一秒・四五東経一三二度四四分五八秒・五一の地点
(ii) 北緯三三度五〇分三〇秒・八六東経一三二度四四分五八秒・六〇の地点
(iii) 北緯三三度五〇分三〇秒・八七東経一三二度四四分五八秒・九五の地点
(iv) 北緯三三度五〇分二八秒・九二東経一三二度四四分五八秒・九三の地点
(v) 北緯三三度五〇分二八秒・九七東経一三二度四四分五八秒・六一の地点
(vi) 北緯三三度五〇分二五秒・四二東経一三二度四四分五八秒・六〇の地点
(32) 市道新玉二十七号線の北側端線
(33) 市道新玉一号線の西側端線
(34) 市道新玉十三号線の西側端線
(35) 市道新玉六十二号線の南側端線
(36) 市道千舟町高岡線の南側端線
(37) 一般国道五十六号線の中心線
(38) 市道中之川通線の南側端線
(39) 市道南北二十二号線の中心線
(40) 市道東西八号線の中心線
(41) 市道鮒屋町中村橋線の中心線
(42) 市道東西七号線の中心線
(43) 市道東西六号線の中心線
(44) 御宝町百十六番二及び百十六番一と御宝町百十五番一との境界線並びに同線を延長した線
(45) 御宝町と南持田町との境界線
(46) 南持田町二十五番と南持田町二十七番一との境界線及び同線を延長した線
(47) 一般国道三百十七号線の中心線
(48) 南持田町三十四番、三十五番一及び三十五番三と南持田町三十番一との境界線並びに同線を延長した線
(49) 市道東雲三十四号線の中心線
(50) 南持田町七十番一と南持田町七十一番との境界線及び同線を延長した線
(51) 南持田町七十二番三と南持田町七十一番との境界線及び同線を延長した線
(52) 市道東雲三十号線の中心線

二　松山市の区域のうち、(1)に掲げる線と(21)に掲げる線との交会点を起点とし、次に掲げる線を順次経て起点に至る線で囲まれた区域
(1) 市道道後六十六号線の中心線
(2) 市道道後六十五号線の中心線
(3) 市道道後六十三号線の中心線
(4) 主要地方道松山北条線の中心線
(5) 南町二丁目六百八番六、六百八番五、六百八番十三、六百八番十二及び六百八番一との境界線並びに同線を延長した線
(6) 南町二丁目六百八番十及び六百九番六と同丁目六百九番一との境界線
(7) 南町二丁目六百九番五と同丁目六百九番四との境界線
(8) 市道東雲十八号線の中心線
(9) 市道道後四十四号線の中心線
(10) 市道東雲六十四号線の中心線
(11) 南町一丁目六百二十二番二及び六百二十二番一と同丁目六百二十一番二との境界線並びに同線を延長した線
(12) 南町一丁目六百二十二番一と同丁目六百十七番四との境界線
(13) 南町一丁目六百二十三番四と同丁目六百十七番四との境界線及び同線（同丁目六百二十二番一と同丁目六百二十三番四との境界線を延長した線と重複する部分を除く。）を延長した線
(14) 一般県道道後公園線の中心線
(15) 主要地方道松山北条線の中心線
(16) 市道道後六十五号線の中心線
(17) 道後町二丁目八百二十二番三、八百二十二番十、八百二十二番五及び八百二十二番六と同丁目八百十番一との境界線並びに同線を延長した線
(18) 道後町二丁目八百十五番一と同丁目八百十五番三、八百十番一及び八百十五番二との境界線
(19) 道後町二丁目八百十二番十と同丁目八百十五番二及び八百十番一との境界線
(20) 道後町二丁目八百十二番四、八百十二番一及び八百十二番六と同丁目八百十番一との境界線
(21) 道後町二丁目八百十二番六、八百十二番七及び八百十二番八と同丁目八百十番四との境界線並びに同線を延長した線

第一条の表備考第二号中「、京都南部油小路通沿道地域」を削り、同表備考第九号中「、京都駅周辺地域」を削り、同表備考に次の一号を加える。

十九　沼津駅周辺地域、京都市三条駅周辺地域、京都駅周辺・京都南部油小路通沿道地域及び松山城周辺地域　令和六年五月十九日

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂

海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十二月十三日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百七十一号

海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）附則第一条第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

海上運送法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、令和七年四月一日とする。

総務大臣　村上誠一郎
財務大臣　加藤　勝信
文部科学大臣　阿部　俊子
国土交通大臣　中野　洋昌
内閣総理大臣　石破　茂

海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十二月十三日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百七十二号

海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令

内閣は、海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

（海上運送法施行令の一部改正）

第一条　海上運送法施行令（昭和三十年政令第二百七十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「これらの船舶運航事業」を「貨物定期航路事業及び不定期航路事業」に改め、同項第三号中「第二十条第一項及び第三項」を「第二十三条第一項及び第二項」に改める。

（関税法施行令の一部改正）

第二条　関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

第五十五条の二第四号イを次のように改める。

イ　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二十条第一項（貨客定期航路事業）若しくは第二十二条第一項（一般不定期航路事業）の登録（以下このイにおいて「事業登録」という。）を受けている者又は同法第二十条の二第一項前段（貨物専用定期航路事業）若しくは第二十三条第一項前段（貨物専用不定期航路事業）の規定による届出（以下このイにおいて「事業届出」という。）をした者（当該事業届出に係る同法第二十条の二第二項又は第二十三条第二項の規定による届出をしていない者に限る。）であつて、その事業登録又は事業届出の日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も早い日）から三年を経過している者

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令の一部改正）

第三条　輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）の一部を次のように改正する。

第十三条第六項第一号中「同条第七項」を「同条第十項」に改める。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第四条　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の八第一項、第二十八条第一項及び第四十三条第一項中「第二条第七項」を「第二条第十項」に改める。

（登録免許税法施行令の一部改正）

第五条　登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項各号中「第十九条の三第一項」を「第十九条の六第一項」に改める。

（特定商取引に関する法律施行令の一部改正）

第六条　特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一号中「第十九条の六の二又は第二十条第二項に規定する事業」を「第二条第七項に規定する貨客定期航路事業（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするものを除く。）又は同条第九項に規定する一般不定期航路事業」に改める。

別表第二第十号中「第三条第一項の許可を受けた同法第八条第一項」を「第六条」に、「事業として行う役務（同法第十九条の四第一項に規定する事業として行う役務を除く。）」を「一般旅客定期航路事業として行う役務」に改め、「同法第二十一条第一項の許可を受けた」を削り、「第二十一条第一項に規定する事業」を「第二条第九項に規定する旅客不定期航路事業」に改める。

（大規模地震対策特別措置法施行令の一部改正）

第七条　大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第十一号中「又は同法第二十一条第一項の」を「、同項に規定する対外旅客定期航路事業（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするものを除く。）又は同条第九項に規定する」に改める。

（消費税法施行令の一部改正）

第八条　消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第一号中「同条第七項」を「同条第十項」に改める。

第七十条の九第二項第一号イ中「同法第十九条の六の二（運賃及び料金等の公示）」を「同条第七項」に、「人の運送をする貨物定期航路事業及び同法第二十条第二項（不定期航路事業の届出）」を「貨客定期航路事業（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするものを除く。）及び同条第九項」に、「人の運送をする不定期航路事業」を「一般不定期航路事業」に改める。

（武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部改正）

第九条　武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第三十七号ハ中「第三条第一項の許可を受けた同法第八条第一項」を「第六条」に改める。

（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令の一部改正）

第十条　次に掲げる政令の規定中「又は同法第二十一条第一項」を「、同項に規定する対外旅客定期航路事業（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするものを除く。）又は同条第九項」に改める。

一　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）第三条第十一号

二　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）第三条第十一号

（新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部改正）

第十一条　新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二十号リ中「第三条第一項の許可を受けた同法第八条第一項」を「第六条」に改め、同号ヌ中「第十九条の五第一項又は第二十条第一項」を「第二十条第一項の登録を受けた者又は同法第二十条の二第一項若しくは第二十三条第一項」に、「その営む同法第二条第四項に規定する貨物定期航路事業又は同条第六項に規定する不定期航路事業（人の運送をするものを除く。）」を「当該登録又は当該届出に係る事業」に改める。

（特定複合観光施設区域整備法施行令の一部改正）

第十二条　特定複合観光施設区域整備法施行令（平成三十一年政令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「第十九条の四第一項」を「第二条第五項」に、「人の運送をする同法第二条第六項に規定する不定期航路事業」を「同条第九項に規定する一般不定期航路事業」に改める。

（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令の一部改正）

第十三条　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和四年政令第三百九十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第七号中「第二条第四項」を「第二条第六項」に、「同条第六項」を「同条第八項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、海上運送法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。ただし、第六条中特定商取引に関する法律施行令別表第二第十号の改正規定（「第三条第一項の許可を受けた同法第八条第一項」を「第六条」に改める部分及び「同法第二十一条第一項の許可を受けた」を削る部分に限る。）、第九条の規定及び第十一条中新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第三条第二十号リの改正規定は、公布の日から施行する。

（関税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　改正法附則第六条第三項の規定により引き続き人の運送をする貨物定期航路事業を営むことができる者（その者が当該人の運送をする貨物定期航路事業について改正法第三条の規定（改正法附則第一条第五号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号。以下「新海上運送法」という。）第二十条第一項の登録を受けた場合における当該登録を受けている者を含む。）又は改正法附則第六条第五項の規定により引き続き人の運送をする不定期航路事業を営むことができる者（その者が当該人の運送をする不定期航路事業について新海上運送法第二十二条第一項の登録を受けた場合における当該登録を受けている者を含む。）についての第二条の規定による改正後の関税法施行令第五十五条の二（第四号イに係る部分に限る。）に規定する国際運送貨物取扱業者に関する要件（次項において「国際運送貨物取扱業者要件」という。）については、なお従前の例による。

2　改正法附則第六条第九項の規定により新海上運送法第二十条の二第一項の規定による届出をした者とみなされた者（当該届出に係る同条第二項の規定による届出をしていない者に限る。）又は新海上運送法第二十三条第一項の規定による届出をした者とみなされた者（当該届出に係る同条第二項の規定による届出をしていない者に限る。）についての国際運送貨物取扱業者要件については、なお従前の例による。

（新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　改正法附則第六条第三項に規定する者が同項の規定により引き続き人の運送をする貨物定期航路事業を営んでいるときは、その者を新海上運送法第二十条第一項の登録を受けた者とみなして、第十一条の規定による改正後の新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第三条第二十号ヌの規定を適用する。

内閣総理大臣　石破　茂
財務大臣　加藤　勝信
経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　中野　洋昌

消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十二月十三日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百七十三号

消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律（令和六年法律第六十七号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行期日は、令和七年十二月二十五日とする。

経済産業大臣　武藤　容治
内閣総理大臣　石破　茂

消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十二月十三日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百七十四号

消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律（令和六年法律第六十七号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（消費生活用製品安全法施行令の一部改正）

第一条　消費生活用製品安全法施行令（昭和四十九年政令第四十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条を第二十条とする。

第十七条第一項及び第二項中「第四条第二項第一号」を「第四条第三項第一号」に改め、同条第八項中「者」の下に「（特定輸入事業者である届出事業者を除く。）」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「第三十二条の十六及び第三十二条の二十」を「第三十二条の十八及び第三十二条の二十二」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項中「第三十二条の二」を「第三十二条の四」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「所在地」の下に「（特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内管理人の事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地）」を加え、同項を同条第八項とし、同条第四項中「から第十条まで」を「、第九条」に改め、「届出事業者」の下に「（法第六条第四号に規定する主務省令で定める要件に該当する者を除く。）」を加え、同項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

6　法第六条、第七条第二項、第八条、第九条及び第十一条第一項第一号の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、一の届出区分に属する特定製品の輸入の事業に係る国内管理人の事務所、事業場、店舗又は倉庫が一の経済産業局の管轄区域内のみにある当該国内管理人に係る届出事業者に関するものは、当該国内管理人の事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。

7　法第六条、第七条第二項、第八条、第九条及び第十一条第一項第一号の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、一の届出区分に属する特定製品の製造又は輸入の事業に係る本店又は主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある届出事業者（法第六条第四号に規定する主務省令で定める要件に該当する者に限る。）に関するものは、その本店又は主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。

第十七条第三項中「から第十条まで」を「、第九条」に改め、「次項」の下に「から第七項まで」を、「届出事業者」の下に「（法第六条第四号に規定する主務省令で定める要件に該当する者を除く。）」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　法第四条第三項第四号の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第二条第一項に規定する古物である子供用特定製品の販売の事業に係る事務所、事業場、店舗又は倉庫が一の経済産業局の管轄区域内のみにある者に関するものは、その事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。

第十七条に次の一項を加える。

12　法第四十条第一項、第四十一条第一項及び第四十二条第一項の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、特定輸入事業者である届出事業者及びその国内管理人に関するものは、当該国内管理人の事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

第十七条を第十九条とする。

第十六条中「第十四条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条を第十八条とする。

第十五条を第十七条とし、第十四条を第十六条とする。

第十三条第一項中「並びに法第三十九条第一項の規定による命令」を「、法第三十九条第一項の規定による命令並びに法第三十九条の二第一項の規定による要請」に、「第三十二条の六第一項」を「第三十二条の八第一項」に、「第三十二条の二十一第一項」を「第三十二条の二十三第一項」に改め、同条第二項中「第三十二条の六第一項」を「第三十二条の八第一項」に改め、「公表」の下に「に関する事項」を加え、同条第三項中「第三十二条の二十一第一項」を「第三十二条の二十三第一項」に、「要請並びに」を「要請、」に改め、「による命令」の下に「並びに法第三十九条の二第一項の規定による要請」を加え、同条第四項中「に関する事項及び」を「、法第四十六条の二の規定による公表及び」に改め、同項各号中「立入検査」の下に「、公表」を加え、同条第六項中「第五十四条第一項第三号に定める事項（」の下に「法第三十三条の規定による情報の収集、」を加え、「並びに法第三十九条第一項の規定による命令」を「、法第三十九条第一項の規定による命令並びに法第三十九条の二第一項の規定による要請」に、「第三十二条の六第一項」を「第三十二条の八第一項」に、「第三十二条の二十一第一項」を「第三十二条の二十三第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

7　法第四十六条の二の規定による主務省令は、第四項に規定する主務大臣の発する命令とする。

第十三条を第十五条とする。

第十二条第二項中「行う者」の下に「（届出事業者を除く。）」を加え、「（届出事業者にあつては、型式）」及び「（届出事業者にあつては、法第六条第四号の措置に関する事項を含む。）」を削り、同条中第六項を第八項とし、第五項の次に次の二項を加える。

6　法第四十条第一項の規定により主務大臣が届出事業者に対し報告をさせることができる事項は、その製造又は輸入に係る特定製品の型式、数量、製造又は保管若しくは販売の場所、検査記録の内容、主たる販売先並びに当該特定製品の使用に伴い発生した危害及びその再発の防止のために講じた措置に関する事項その他当該特定製品の製造又は輸入の業務に関する事項（法第六条第五号の措置に関する事項を含み、特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内管理人に関する事項を含む。）とする。

7　法第四十条第一項の規定により主務大臣が特定輸入事業者である届出事業者の国内管理人に対し報告をさせることができる事項は、当該届出事業者の輸入に係る特定製品の検査記録の写しの内容その他当該国内管理人の業務に関する事項並びに当該特定製品の型式、数量、製造又は保管若しくは販売の場所、検査記録の内容、主たる販売先並びに当該特定製品の使用に伴い発生した危害及びその再発の防止のために講じた措置に関する事項その他当該特定製品の輸入の業務に関する届出事業者の業務に関する事項（法第六条第五号の措置に関する事項を含む。）とする。

第十二条を第十四条とする。

第十一条中「第三十九条第一項」の下に「及び第三十九条の二第一項」を加え、同条を第十三条とする。

第十条を第十二条とし、第七条から第九条までを二条ずつ繰り下げる。

第六条第一号中「第一号」の下に「及び第十三号」を加え、同条を第八条とする。

第五条中「第二条第六項」を「第二条第七項」に改め、同条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（取引デジタルプラットフォームにおける消費生活用製品の通信販売に係る売買契約の相手方を決定する方法）

第七条　法第二条第八項第二号の政令で定める方法は、次の各号のいずれかの方法とする。

一　競り

二　当該デジタルプラットフォームにより提供される場において、消費生活用製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者が特定の消費生活用製品の販売価格を設定し、当該消費生活用製品の販売価格により契約の相手方となることを条件として一般消費者による契約の相手方となることの申出（以下この号において「申出」という。）を誘引し、一般消費者から当該条件に適合する申出があつた場合には、他の一般消費者の申出にかかわらず最初に当該条件に適合する申出をした一般消費者を当該契約の相手方と決定する方法

第四条中「第二条第五項」を「第二条第六項」に改め、同条を第五条とする。

第三条中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改め、同条を第四条とする。

第二条の次に次の一条を加える。

（子供用特定製品）

第三条　法第二条第四項の子供用特定製品は、別表第一第三号及び第十三号に掲げる特定製品とする。

別表第一中「第六条」を「第三条、第八条」に改め、同表に次の一号を加える。

十三　乳幼児用玩具（主として家庭において出生後三十六月未満の乳幼児の遊戯に使用することを目的として設計したものに限る。）

別表第二中「第七条」を「第九条」に改める。

別表第三中「第三条」を「第四条」に改める。

別表第四中「第十八条」を「第二十条」に改める。

（ガス事業法施行令の一部改正）

第二条　ガス事業法施行令（昭和二十九年政令第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二十条第四項」を「第二十一条第四項」に改める。

第八条第一項中「第十八条第六項及び第二十条第四項」を「第十九条第六項及び第二十一条第四項」に改める。

第九条第一項中「第十八条第二項」を「第十九条第二項」に改める。

第二十一条中「第十九条第一項」を「第二十条第一項」に改め、同条を第二十二条とする。

第二十条第四項ただし書中「、第五号、第六号」を「から第六号まで」に、「第二十四号、第二十九号、第三十号、第三十三号及び第三十四号」を「第二十六号、第三十一号から第三十三号まで、第三十六号及び第三十七号」に改め、同項の表第二十三号中「から第百四十四条まで」を「、第百四十三条」に改め、「いう。」の下に「次号及び第二十五号において同じ。」を、「届出事業者」の下に「（法第百四十条第四号に規定する経済産業省令で定める要件に該当する者を除く。）」を加え、同表中第三十四号を第三十七号とし、同表第三十三号中「所在地」の下に「（特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内管理人の事業場の所在地）」を加え、同号を同表第三十六号とし、同表中第三十二号を第三十五号とし、第三十一号を第三十四号とし、同表第三十号中「者」の下に「（特定輸入事業者である届出事業者を除く。）」を加え、同号を同表第三十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十三　法第百七十三条第一項の規定に基づく権限であつて、特定輸入事業者である届出事業者及びその国内管理人に関するもの	当該国内管理人の事業場の所在地を管轄する経済産業局長

第二十条第四項の表第二十九号（六）中「者」の下に「（特定輸入事業者である届出事業者を除く。）」を加え、同号に次のように加える。

（七）特定輸入事業者である届出事業者及びその国内管理人に関するもの	当該国内管理人の事業場の所在地を管轄する経済産業局長

第二十条第四項の表中第二十九号を第三十一号とし、第二十五号から第二十八号までを二号ずつ繰り下げ、同表第二十四号中「所在地」の下に「（特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内管理人の事業場の所在地）」を加え、同号を同表第二十六号とし、同表第二十三号の次に次の二号を加える。

二十四　法第百四十条、第百四十一条第二項、第百四十二条、第百四十三条及び第百四十五条第一項第一号の規定に基づく権限であつて、一の届出区分に属するガス用品の輸入の事業に係る国内管理人の事業場が一の経済産業局の管轄区域内のみにある当該国内管理人に係る届出事業者に関するもの	当該国内管理人の事業場の所在地を管轄する経済産業局長
二十五　法第百四十条、第百四十一条第二項、第百四十二条、第百四十三条及び第百四十五条第一項第一号の規定に基づく権限であつて、一の届出区分に属するガス用品の製造又は輸入の事業に係る本店又は主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある届出事業者（法第百四十条第四号に規定する経済産業省令で定める要件に該当する者に限る。）に関するもの	本店又は主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長

第二十条を第二十一条とし、第十九条を第二十条とする。

第十八条第一項第三号中「第二十条第三項」を「第二十一条第三項」に改め、同条第七項中「行う者」の下に「（届出事業者を除く。）」を加え、「（届出事業者にあつては、型式）」を削り、同条に次の二項を加える。

9　法第百七十一条第一項の規定により経済産業大臣が届出事業者に対し報告をさせることができる事項は、その製造又は輸入に係るガス用品の型式、数量、製造又は保管若しくは販売の場所、検査記録の内容、主たる販売先並びに当該ガス用品の使用に伴い発生した災害及びその再発の防止のために講じた措置に関する事項その他当該ガス用品の輸入の業務に関する届出事業者にあつては、その国内管理人に関する事項を含む。）とする。

10　法第百七十一条第一項の規定により経済産業大臣が特定輸入事業者である届出事業者の国内管理人に対し報告をさせることができる事項は、当該届出事業者の輸入に係るガス用品の検査記録の写しの内容その他当該国内管理人の業務に関する事項並びに当該ガス用品の型式、数量、製造又は保管若しくは販売の場所、検査記録の内容、主たる販売先並びに当該ガス用品の使用に伴い発生した災害及びその再発の防止のために講じた措置に関する事項その他当該ガス用品の輸入の業務に関する届出事業者の事業に関する事項とする。

第十八条を第十九条とし、第十七条を第十八条とし、第十六条を第十七条とする。

第十五条の次に次の一条を加える。

（取引デジタルプラットフォームにおけるガス用品の通信販売に係る売買契約の相手方を決定する方法）

第十六条　法第百三十七条第三項第二号の政令で定める方法は、次の各号のいずれかの方法とする。

一　競り

二　当該デジタルプラットフォームにより提供される場において、ガス用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者が特定のガス用品の販売価格を設定し、当該ガス用品の販売価格により契約の相手方となることを条件として一般消費者等による契約の相手方となることの申出（以下この号において「申出」という。）を誘引し、一般消費者等から当該条件に適合する申出があつた場合には、他の一般消費者等の申出にかかわらず最初に当該条件に適合する申出をした一般消費者等を当該契約の相手方と決定する方法

別表第二中「第十六条」を「第十七条」に改める。

（電気用品安全法施行令の一部改正）

第三条　電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

第七条中「第五条第一項」を「第九条第一項」に、「第五条第二項」を「第九条第二項」に改め、同条を第十一条とする。

第六条第一項中「及び第五条から第七条まで」を「、第五条及び第六条」に改め、「次項」の下に「から第四項まで」を、「届出事業者」の下に「（法第三条第四号に規定する経済産業省令で定める要件に該当する者を除く。）」を加え、同条第二項中「及び第五条から第七条まで」を「、第五条及び第六条」に改め、「届出事業者」の下に「（法第三条第四号に規定する経済産業省令で定める要件に該当する者を除く。）」を加え、同条第四項中「者」の下に「（特定輸入事業者である届出事業者を除く。）」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項中「所在地」の下に「（特定輸入事業者にあつては、その国内管理人の事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地）」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　法第三条、第四条第二項、第五条及び第六条の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、一の届出区分に属する電気用品の輸入の事業に係る国内管理人の事務所、事業場、店舗又は倉庫が一の経済産業局の管轄区域内のみにある当該国内管理人に係る届出事業者に関するものは、当該国内管理人の事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。

4　法第三条、第四条第二項、第五条及び第六条の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、一の届出区分に属する電気用品の製造又は輸入の事業に係る本店又は主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある届出事業者（法第三条第四号に規定する経済産業省令で定める要件に該当する者に限る。）に関するものは、その本店又は主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。

第六条に次の一項を加える。

7　法第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第四十六条の二第一項の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、特定輸入事業者である届出事業者及びその国内管理人に関するものは、当該国内管理人の事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

第六条を第十条とし、第五条を第九条とする。

第四条第一項中「第八条」を「第八条第一項から第三項まで」に、「同条及び」を「同条第一項から第三項まで並びに」に改め、「第九条第一項」の下に「及び第三項」を加え、同条を第八条とする。

第三条第一項中「業務に関する事項」の下に「（特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内管理人に関する事項を含む。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3　法第四十五条第一項の規定により経済産業大臣が特定輸入事業者である届出事業者の国内管理人に対し報告をさせることができる事項は、当該届出事業者の輸入に係る電気用品の検査記録の写しの内容その他当該国内管理人の業務に関する事項並びに当該電気用品の型式、数量、製造又は保管若しくは販売の場所、検査記録の内容、主たる販売先並びに当該電気用品の使用に伴い発生した危害及びその再発の防止のために講じた措置に関する事項その他当該電気用品の輸入の業務に関する届出事業者の業務に関する事項とする。

第三条を第七条とし、第二条の三を第六条とし、第二条の二を第五条とし、第二条を第四条とし、第一条の二を第二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（取引デジタルプラットフォームにおける電気用品の通信販売に係る売買契約の相手方を決定する方法）

第三条　法第二条第三項第二号の政令で定める方法は、次の各号のいずれかの方法とする。

一　競り

二　当該デジタルプラットフォームにより提供される場において、電気用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者が特定の電気用品の販売価格を設定し、当該電気用品の販売価格により契約の相手方となることを条件として当該デジタルプラットフォームを利用する者による契約の相手方となることの申出（以下この号において「申出」という。）を誘引し、当該デジタルプラットフォームを利用する者から当該条件に適合する申出があつた場合には、他の当該デジタルプラットフォームを利用する者の申出にかかわらず最初に当該条件に適合する申出をした当該デジタルプラットフォームを利用する者を当該契約の相手方と決定する方法

別表第一中「第一条の二、第二条」を「第二条、第四条」に改める。

（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第四条　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和四十三年政令第十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条第七項中「から第四十五条まで」を「、第四十四条」に改め、「次項」の下に「から第十項まで」を、「届出事業者」の下に「（法第四十一条第四号に規定する経済産業省令で定める要件に該当する者を除く。）」を加え、同条第八項中「から第四十五条まで」を「、第四十四条」に改め、「届出事業者」の下に「（法第四十一条第四号に規定する経済産業省令で定める要件に該当する者を除く。）」を加え、同条第十四項中「者」の下に「（特定輸入事業者である届出事業者を除く。）」を加え、同項を同条第十六項とし、同条中第十三項を第十五項とし、第十項から第十二項までを二項ずつ繰り下げ、同条第九項中「行う場所」の下に「（特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内管理人の事務所、営業所、液化石油ガス器具等の保管場所その他その業務を行う場所）」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第八項の次に次の二項を加える。

9　法第四十一条、第四十二条第二項、第四十三条、第四十四条及び第四十六条第一項第一号の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、一の届出区分に属する液化石油ガス器具等の輸入の事業に係る国内管理人の事務所又は営業所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある当該国内管理人に係る届出事業者に関するものは、当該国内管理人の事務所又は営業所の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。

10　法第四十一条、第四十二条第二項、第四十三条、第四十四条及び第四十六条第一項第一号の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、一の届出区分に属する液化石油ガス器具等の製造又は輸入の事業に係る本店又は主たる事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある届出事業者（法第四十一条第四号に規定する経済産業省令で定める要件に該当する者に限る。）に関するものは、その本店又は主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。

第十四条に次の一項を加える。

17　法第八十二条第一項、第八十三条第一項及び第八十三条の二第一項の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、特定輸入事業者である届出事業者及びその国内管理人に関するものは、当該国内管理人の事務所、営業所、液化石油ガス器具等の保管場所その他その業務を行う場所を管轄する経済産業局長が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

第十四条を第十七条とし、第十三条を第十六条とし、第十二条を第十五条とし、第十一条の前の見出しを削り、同条を第十四条とし、同条の前に見出しとして「（関係行政機関への通報等）」を付する。

第十条第五項中「行う者」の下に「（届出事業者を除く。）」を加え、「（届出事業者にあつては、型式）」を削り、同条中第七項を第九項とし、第六項の次に次の二項を加える。

7　法第八十二条第一項の規定により、経済産業大臣は、届出事業者に対し、その製造又は輸入に係る液化石油ガス器具等の型式、数量、製造又は保管若しくは販売の場所、検査記録の内容、主たる販売先並びに当該液化石油ガス器具等の使用に伴い発生した災害及びその再発の防止のために講じた措置に関する事項その他当該液化石油ガス器具等の製造又は輸入の業務に関する事項（特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内管理人に関する事項を含む。）について報告をさせることができる。

8　法第八十二条第一項の規定により、経済産業大臣は、特定輸入事業者である届出事業者の国内管理人に対し、当該届出事業者の輸入に係る液化石油ガス器具等の検査記録の写しの内容その他当該国内管理人の業務に関する事項並びに当該液化石油ガス器具等の型式、数量、製造又は保管若しくは販売の場所、検査記録の内容、主たる販売先並びに当該液化石油ガス器具等の使用に伴い発生した災害及びその再発の防止のために講じた措置に関する事項その他当該液化石油ガス器具等の輸入の業務に関する届出事業者の業務に関する事項について報告をさせることができる。

第十条を第十三条とし、第九条の三を第十二条とし、第九条の二を第十一条とし、第五条から第九条までを一条ずつ繰り下げる。

第四条の次に次の一条を加える。

（取引デジタルプラットフォームにおける液化石油ガス器具等の通信販売に係る売買契約の相手方を決定する方法）

第五条　法第二条第九項第二号の政令で定める方法は、次の各号のいずれかの方法とする。

一　競り

二　当該デジタルプラットフォームにより提供される場において、液化石油ガス器具等の製造、輸入又は販売の事業を行う者が特定の液化石油ガス器具等の販売価格を設定し、当該液化石油ガス器具等の販売価格により契約の相手方となることを条件として一般消費者等による契約の相手方となることの申出（以下この号において「申出」という。）を誘引し、一般消費者等から当該条件に適合する申出があつた場合には、他の一般消費者等の申出にかかわらず最初に当該条件に適合する申出をした一般消費者等を当該契約の相手方と決定する方法

別表第二中「第九条」を「第十条」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和七年十二月二十五日）から施行する。ただし、次条第三項の規定は、令和七年九月二十五日から施行する。

（消費生活用製品安全法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　改正法第一条の規定による改正前の消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号。第四項において「旧消安法」という。）第十三条の規定による表示を付された第一条の規定による改正前の消費生活用製品安全法施行令別表第一第三号に掲げる特定製品であつて同条の規定による改正後の消費生活用製品安全法施行令（次項及び第三項において「新消安法施行令」という。）第三条に規定する子供用特定製品であるものについては、この政令の施行の日（第三項において「施行日」という。）から一年三月間は、改正法第一条の規定による改正後の消費生活用製品安全法（次項及び第三項において「新消安法」という。）第四条第二項の規定にかかわらず、これを販売し、又は販売の目的で陳列することができる。

2　新消安法第四条第二項の規定は、この政令の施行前に製造され、又は輸入された新消安法施行令第三条に規定する子供用特定製品のうち新消安法施行令別表第一第十三号に掲げる特定製品であるものについては、適用しない。

3　新消安法施行令別表第一第十三号に掲げる特定製品の製造又は輸入の事業を行おうとする者は、施行日前においても、新消安法第六条の規定の例により主務大臣に届け出ることができる。この場合において、その届出をした者は、施行日において同条の規定による届出をしたものとみなす。

4　改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第一条の規定による改正前の消費生活用製品安全法施行令第十七条第三項及び第四項（旧消安法第十条に係るものに限る。）の規定による経済産業大臣の権限の委任については、なお従前の例による。

（ガス事業法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　改正法附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第二条の規定による改正前のガス事業法施行令第二十条第四項の表第二十三号（改正法第二条の規定による改正前のガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第百四十四条に係るものに限る。）の規定による経済産業大臣の権限の委任については、なお従前の例による。

（電気用品安全法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　改正法附則第四条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第三条の規定による改正前の電気用品安全法施行令第六条第一項及び第二項（改正法第三条の規定による改正前の電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第七条に係るものに限る。）の規定による経済産業大臣の権限の委任については、なお従前の例による。

（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五条　改正法附則第五条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第四条の規定による改正前の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令第十四条第七項及び第八項（改正法第四条の規定による改正前の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第四十五条に係るものに限る。）の規定による経済産業大臣の権限の委任については、なお従前の例による。

経済産業大臣　武藤　容治
内閣総理大臣　石破　茂

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十二月十三日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百七十五号

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二十一号）の施行に伴い、並びに生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第七条第四項、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第七十三条及び第七十五条第二項並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項及び第二百五十二条の二十二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（生活困窮者自立支援法施行令の一部改正）

第一条　生活困窮者自立支援法施行令（平成二十七年政令第四十号）の一部を次のように改正する。

第三条を第四条とする。

第二条第一項中「（法第三条第四項に規定する生活困窮者就労準備支援事業をいう。第四項において同じ。）」及び「（法第三条第五項に規定する生活困窮者家計改善支援事業をいう。以下この条において同じ。）（第四項に規定する場合に該当する場合に限る。）」を削り、「法第三条第六項に規定する生活困窮者一時生活支援事業」を「生活困窮者居住支援事業」に改め、同条第二項中「生活困窮者家計改善支援事業（第四項に規定する場合に該当する場合を除く。）、法第三条第七項に規定する子どもの学習・生活支援事業、法第七条第二項第三号に掲げる」を「法第七条第二項に規定する」に改め、同条第三項中「寄付金」を「寄附金」に改め、同条第四項を削り、同条を第三条とする。

第一条第一項中「生活困窮者自立支援法（以下「法」という。）」を「法」に改め、同項第一号中「（法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業をいう。以下この項及び次条第四項において同じ。）」を削り、同条第二項中「法第三条第三項に規定する」を削り、同条を第二条とし、第一条として次の一条を加える。

（事業を一体的に行う体制を確保する方法）

第一条　生活困窮者自立支援法（以下「法」という。）第七条第四項の政令で定める方法は、次の各号に掲げるいずれかの方法とする。

一　法第三条第二項第一号に掲げる事業に従事する者が同号の規定により相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をするときに、生活困窮者就労準備支援事業に従事する者及び生活困窮者家計改善支援事業に従事する者（当該都道府県等が生活困窮者就労準備支援事業又は生活困窮者家計改善支援事業のうちいずれかの事業のみを行っている場合は、その事業に従事する者。次号において同じ。）が参画し、これらの事業による支援の必要性を検討する体制を確保する方法

二　法第三条第二項第三号に掲げる事業に従事する者が同号に規定する計画の作成を行うときに、生活困窮者就労準備支援事業に従事する者及び生活困窮者家計改善支援事業に従事する者が参画し、当該計画の内容に関して同号に掲げる事業に従事する者と協議するとともに、当該計画に基づくこれらの事業による支援に関する連絡調整を行う体制を確保する方法

三　前二号に掲げるもののほか、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業（当該都道府県等が生活困窮者就労準備支援事業又は生活困窮者家計改善支援事業のうちいずれかの事業のみを行っている場合は、その事業）並びに生活困窮者自立相談支援事業を一体的に行う体制を確保する方法として厚生労働省令で定める方法

（生活保護法施行令の一部改正）

第二条　生活保護法施行令（昭和二十五年政令第百四十八号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「第三項第一号において「被保護者就労支援事業」という。）」を削り、「（同号において「被保護者健康管理支援事業」という。）及び法第五十五条の十第一項第一号」に「（同号において「子どもの進路選択支援事業」を「、同項第二号に規定する被保護者就労準備支援事業、同項第三号に規定する被保護者家計改善支援事業及び同項第四号に規定する被保護者地域居住支援事業（第三項第一号において「被保護者就労支援事業等」という。）」に改め、同条第三項第一号中「被保護者就労支援事業、被保護者健康管理支援事業及び子どもの進路選択支援事業」を「被保護者就労支援事業等」に改める。

（地方自治法施行令の一部改正）

第三条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百七十四条の二十九第一項及び第百七十四条の四十九の五第一項中「裁決並びに」を「裁決、」に、「援助」を「情報の提供等並びに同法第八十一条の三の規定による援助」に改める。

附　則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

総務大臣　村上誠一郎
厚生労働大臣　福岡　資麿
内閣総理大臣　石破　茂

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第三条第一項の事業の規模を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年十二月十三日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百七十六号

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第三条第一項の事業の規模を定める政令

内閣は、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和六年法律第五十八号）第三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項の政令で定める規模は、次の表の上欄に掲げる特定ソフトウェアの種類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

特定ソフトウェアの種類	規模
基本動作ソフトウェア	年度（四月一日から翌年三月三十一日までの期間をいう。以下この表において同じ。）における各月の当該事業者によって国内向けに提供されている基本動作ソフトウェアを月一回以上利用するスマートフォンの利用者の数を平均した数が四千万人

アプリストア	年度における各月の当該事業者によって国内向けに提供されているアプリストアを月一回以上利用するスマートフォンの利用者の数を平均した数が四千万人
ブラウザ	年度における各月の当該事業者によって国内向けに提供されているブラウザを月一回以上利用するスマートフォンの利用者の数を平均した数が四千万人
検索エンジン	年度における各月の当該事業者によって国内向けに提供されている検索エンジンを用いた検索役務（法第二条第八項に規定する検索役務をいう。）を月一回以上利用するスマートフォンの利用者の数を平均した数が四千万人

附　則

（施行期日）

1　この政令は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年十二月十九日）から施行する。

（公正取引委員会事務総局組織令の一部改正）

2　公正取引委員会事務総局組織令（昭和二十七年政令第三百七十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項に次の一号を加える。

十八　スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和六年法律第五十八号）の規定による指定に関すること。

第三条第二項中「並びに会社」を「、会社」に改め、「計画に係るもの」の下に「並びにスマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律の規定によるもの」を加える。

内閣総理大臣　石破　茂

省　令

○文部科学省令第三十三号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百十条第一項及び第百四十二条の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月十三日

文部科学大臣　阿部　俊子

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第百六十九条　学校教育法第百十条第一項の申請は、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えてしなければならない。	**第百六十九条**　学校教育法第百十条第一項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出して行うものとする。
一～五　［略］	一～五　［同上］
六　申請者の経理的基礎に関する資料	［号を加える。］
七～十　［略］	六～九　［同上］
2　前項の申請の手続に関する事項は、認証評価機関の認証の申請及び届出に係る手続等に関する規則（令和六年文部科学省令第三十四号）の定めるところによる。	2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
［号を削る。］	一　定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
［号を削る。］	二　申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表（申請の日の属する事業年度に設立された法人（申請者が人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）にあつては、その設立時における財産目録）
［号を削る。］	三　申請の日の属する事業年度の前事業年度における大学の教育研究活動等の状況についての評価の業務の実施状況（当該評価の業務を実施していない場合にあつては、申請の日の属する事業年度及びその翌事業年度における認証評価の業務に係る実施計画）を記載した書面
第百七十二条　学校教育法第百十条第五項に規定する文部科学大臣の定める事項は、第百六十九条第一項第一号、第三号、第五号及び第七号から第九号までに掲げる事項とする。	四　認証評価の業務以外の業務を行つている場合には、その業務の種類及び概要を記載した書面
2　学校教育法第百十条第五項の規定による届出の手続に関する事項は、認証評価機関の認証の申請及び届出に係る手続等に関する規則の定めるところによる。	**第百七十二条**　学校教育法第百十条第五項に規定する文部科学大臣の定める事項は、第百六十九条第一項第一号から第三号まで及び第五号から第八号までに掲げる事項とする。
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	［項を加える。］

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○文部科学省令第三十四号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百十条第一項（同法第百二十三条において準用する場合を含む。）及び第百四十二条の規定に基づき、認証評価機関の認証の申請及び届出に係る手続等に関する規則を次のように定める。

令和六年十二月十三日

文部科学大臣　阿部　俊子

認証評価機関の認証の申請及び届出に係る手続等に関する規則

（認証評価機関の認証の申請）

第一条　学校教育法（以下「法」という。）第百十条第一項の申請をしようとする者は、別記様式第一号による認証申請書に次に掲げる書類を添えて、当該申請に係る認証評価の業務を開始する年度の前々年度の一月一日から同月末日まで又は前年度の六月一日から同月末日までの間に文部科学大臣に提出しなければならない。

一　別記様式第三号による申請の概要

二　定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

三　役員名簿

四　大学評価基準

五　大学評価基準の法令適合性に係る書類

六　大学評価基準を定める過程の公正性及び透明性を確保するための措置に係る書類

七　評価方法を記した書類

八　評価方法の法令適合性に係る書類

九　評価の実施体制を記した書類

十　評価の実施体制の法令適合性に係る書類

十一　申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表（申請の日の属する事業年度に設立された法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）にあっては、その設立時における財産目録）

十二　申請の日の属する事業年度の前事業年度における大学の教育研究活動等の状況についての評価の業務の実施状況（当該評価の業務を実施していない場合においては、申請の日の属する事業年度及びその翌事業年度における認証評価の業務に係る実施計画）を記載した書類

十三　認証評価の業務以外の業務を行っている場合には、その業務の種類及び概要を記載した書類

十四　当該申請についての意思の決定を証する書類

十五　認証評価に関する諸規則

（変更等の届出）

第二条　法第百十条第五項の規定による届出をしようとする認証評価機関は、別記様式第二号による届出書（以下この条において「届出書」という。）に次に掲げる書類を添えて、当該変更又は認証評価の業務の全部若しくは一部の休止若しくは廃止を行う年度の前年度の四月一日から六月三十日までの間に文部科学大臣に提出しなければならない。

一　別記様式第三号による届出の概要

二　当該届出に係る事項についての意思の決定を証する書類

2　前項の届出が大学評価基準の変更に係るものであるときは、同項に定めるもののほか、届出書に次に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

一　大学評価基準（変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。）

二　大学評価基準の法令適合性に係る書類

三　大学評価基準を定める過程の公正性及び透明性を確保するための措置に係る書類

四　認証評価に関する諸規則（変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。）

3　第一項の届出が、評価方法の変更に係るものであるときは、同項に定めるもののほか、届出書に次に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

一　評価方法を記載した書類（変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。）

二　評価方法の法令適合性に係る書類

三　認証評価に関する諸規則（変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。）

4　第一項の届出が、評価の実施体制の変更に係るものであるときは、同項に定めるもののほか、届出書に次に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

一　評価の実施体制を記した書類（変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。）

二　評価の実施体制の法令適合性に係る書類

三　認証評価に関する諸規則（変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。）

5　第一項の届出が、評価の結果の公表の方法、評価の周期又は評価に係る手数料の額の変更に係るものであるときは、同項に定めるもののほか、届出書に次に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

一　変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表

二　認証評価に関する諸規則（変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。）

6　第一項の届出が、認証評価の業務の全部又は一部の休止又は廃止に係るものであるときは、同項に定めるもののほか、届出書に次に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

一　定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの（変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。）

二　認証評価に関する諸規則（変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。）

三　休止又は廃止の事由を記載した書類

（高等専門学校に係る認証評価機関についての準用）

第三条　第一条の規定は、法第百二十三条において準用する法第百十条第一項の申請について準用する。この場合において、第一条中「別記様式第一号」とあるのは「別記様式第四号」と、「別記様式第三号」とあるのは「別記様式第六号」と読み替えるものとする。

2　前条の規定は、法第百二十三条において準用する法第百十条第五項の規定による届出について準用する。この場合において、前条第一項中「別記様式第二号」とあるのは「別記様式第五号」と、「別記様式第三号」とあるのは「別記様式第六号」と読み替えるものとする。

（認証の手続）

第四条　文部科学大臣は、第一条（前条第一項において準用する場合を含む。次条及び第七条において同じ。）の申請があったときは、当該申請に係る認証評価の業務を開始する年度の三月三十一日までに当該申請に係る認証をするかどうかを決定し、当該申請をした者に対し、その旨を速やかに通知するものとする。

（留意事項）

第五条　文部科学大臣は、第一条の申請について認証したとき又は第二条第一項（第三条第二項において準用する場合を含む。）の届出を受理したときにおいて、当該認証を受けた者又は当該届出を行った認証評価機関が当該認証又は届出に係る認証評価に係る活動等を行うに当たって留意すべき事項（次条において「留意事項」という。）があると認めるときは、当該者又は当該機関に対し、その内容を通知するものとする。

（報告等）

第六条　文部科学大臣は、留意事項の履行の状況を確認するために必要があると認めるときは、認証を受けた者又は届出を行った者に対し、留意事項の履行の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

（申請書等）

第七条　文部科学大臣は、必要があると認めるときは、第一条又は第二条（第三条第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類（以下この条において「申請書等」という。）以外の書類の提出を求め、又は申請書等の一部の提出を免除することができる。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

別記様式第一号（第一条関係）

（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

認証申請書

年　月　日

文　部　科　学　大　臣　殿

申請者の職名及び氏名

このたび、学校教育法第百十条第一項の規定により、同法第百九条第〇項の評価に係る認証評価機関の認証を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（注）「第百九条第〇項」の部分については、認証の申請の内容に応じて、「第百九条第二項」又は「第百九条第三項」とすること。

別記様式第二号（第二条関係）

（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

〇〇の変更に係る届出書

年　月　日

文　部　科　学　大　臣　殿

申請者の職名及び氏名

このたび、学校教育法第百十条第五項の規定により、〇〇の変更について、別添書類を添えて届け出ます。

（注）「〇〇の変更」の部分については、届出の内容に応じ、適切に表記を変更すること。

別記様式第三号（第一条、第二条関係）

（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

（申請／届出）の概要

事項			記入欄	備考
申請又は届出の区分				
フリガナ				
名称				
所在地				
申請又は届出の対象		評価の区分		
		評価対象となる学校種		
		評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野		
		評価の結果の公表の方法		
		評価の周期		
		備考		
その他		評価の区分		
		評価対象となる学校種		
		評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野		
		評価の結果の公表の方法		
		評価の周期		
		備考		
		評価の区分		
		評価対象となる学校種		
		評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野		
		評価の結果の公表の方法		
		評価の周期		
		備考		
		評価の区分		
		評価対象となる学校種		
		評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野		
		評価の結果の公表の方法		
		評価の周期		
		備考		
備考				

別記様式第四号（第三条関係）

（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

認証申請書

年　月　日

文部科学大臣　殿

申請者の職名及び氏名

このたび、学校教育法百二十三条において準用する同法第百十条第一項の規定により、同法第百二十三条において準用する同法第百九条第二項の評価に係る認証評価機関の認証を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

別記様式第五号（第三条関係）

（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

○○の変更に係る届出書

年　月　日

文　部　科　学　大　臣　殿

申請者の職名及び氏名

このたび、学校教育法第百二十三条において準用する同法第百十条第五項の規定により、○○の変更について、別添書類を添えて届け出ます。

（注）「○○の変更」の部分については、届出の内容に応じ、適切に表記を変更すること。

別記様式第六号（第三条関係）

（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

（申請／届出）の概要

事項		記入欄	備考
申請又は届出の区分			
フリガナ			
名称			
所在地			
申請又は届出の対象	評価の結果の公表の方法		
	評価の周期		
	備考		
その他	評価の区分		
	評価対象となる学校種		
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野		
	評価の結果の公表の方法		
	評価の周期		
	備考		
	評価の区分		
	評価対象となる学校種		
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野		
	評価の結果の公表の方法		
	評価の周期		
	備考		
	評価の区分		
	評価対象となる学校種		
	評価対象となる専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野		
	評価の結果の公表の方法		
	評価の周期		
	備考		
備考			

○経済産業省令第八十四号

商標法施行令（昭和三十五年政令第十九号）第二条の規定に基づき、商標法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月十三日

経済産業大臣　武藤　容治

商標法施行規則の一部を改正する省令

商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表（第六条関係）	**別表**（第六条関係）
第一類 ～第五類	（略）	（略）
第六類	一～二十三　（略） 二十四　金属製屋外用日よけ 二十五　（略）	一～二十三　（略） 二十四　金属製屋外用ブラインド 二十五　（略）
第七類 ～第十五類	（略）	（略）
第十六類	一～七　（略） 八　文房具類 ㈠～㈢　（略） ㈣　インキ　インキ消し　インキつぼ　印章　印章入れ　印章用マット　印肉　鉛筆削り　画びょう　紙製ラベル　クリップ　消しゴム　黒板　黒板ふき　シール　しおり　下敷き　事務用又は家庭用の接着テープ　事務用指サック　修正液　修正テープ　定規　状差し　書類挟み　すずり　スタンプ台　ステッカー　ステープラ（電動式のものを除く。）　墨　石ばん　接着テープディスペンサー　そろばん　短冊　地球儀　値札　はり札	一～七　（略） 八　文房具類 ㈠～㈢　（略） ㈣　インキ　インキ消し　インキつぼ　印章　印章入れ　印章用マット　印肉　鉛筆削り　画びょう　紙製ラベル　クリップ　消しゴム　黒板　黒板ふき　シール　しおり　下敷き　事務用又は家庭用の接着テープ　修正液　修正テープ　定規　状差し　書類挟み　すずり　スタンプ台　ステッカー　ステープラ（電動式のものを除く。）　接着テープディスペンサー　そろばん　短冊　地球儀　値札　はり札　番号印　日付印　筆立て　筆箱　文鎮　分度器　ペーパーナイフ　墨汁　水引
九～十一　（略）	九～十一　（略）
第十七類・第十八類	（略）	（略）
第十九類	一・二　（略） 三～二十一　（略） 二十二　屋外用日よけ（金属製又は織物製のものを除く。） 二十三　（略）	一・二　（略） （削る） 三～二十一　（略） 二十二　屋外用ブラインド（金属製又は織物製のものを除く。） 二十三　（略）
第二十類	一～八　（略） 九　アドバルーン　犬小屋　うちわ　屋内用日よけ　屋内用ブラインド　懐中鏡　鏡袋　額縁　家庭用水槽（金属製又は石製のものを除く。）　紙タオル取り出し用箱（金属製のものを除く。）　きゃたつ及びはしご（金属製のものを除く。）　工具箱（金属製のものを除く。）　小鳥用巣箱　ししゅう用枠　植物の茎支持具（金属製のものを除く。）　食品見本模型　すだれ　扇子　装飾用ビーズカーテン　タオル用ディスペンサー（金属製のものを除く。）　つい立て　手持ち式旗ざお	一～八　（略） 九　アドバルーン　犬小屋　うちわ　屋内用ブラインド　懐中鏡　鏡袋　額縁　家庭用水槽（金属製又は石製のものを除く。）　紙タオル取り出し用箱（金属製のものを除く。）　きゃたつ及びはしご（金属製のものを除く。）　工具箱（金属製のものを除く。）　小鳥用巣箱　ししゅう用枠　植物の茎支持具（金属製のものを除く。）　食品見本模型　すだれ　扇子　装飾用ビーズカーテン　タオル用ディスペンサー（金属製のものを除く。）　つい立て　手持ち式旗ざお（金属製のものを

（金属製のものを除く。）ネームプレート及び標札（金属製のものを除く。）ハンガーボード　美容院用椅子　びょうぶ　風鈴　ベンチ　ペット用ベッド　帽子掛けかぎ（金属製のものを除く。）マネキン人形　木製又はプラスチック製の立て看板　郵便受け（金属製又は石製のものを除く。）　揺りかご　幼児用歩行器　洋服飾り型類　浴室用腰掛け　理髪用椅子 十　（略） 十一　あしいおにがや　経木　しだ　すげ　竹　竹皮　つる　とう　麦わら　木皮　わら 十二～十五　（略）	第二十一類　（略）
一～十五　（略） 十六　菓子（動物性食品又は野菜その他の食用園芸作物を主原料とするものに限る。） 甘栗　甘納豆　いり栗　いり豆　焼きりんご　ゆで小豆	第二十九類
（略）	第二十三類～第二十八類
一～十三　（略） 十四　織物製屋外用日よけ　織物製屋外用ブラインド 十五　（略）	第二十二類

除く。）ネームプレート及び標札（金属製のものを除く。）ハンガーボード　美容院用椅子　びょうぶ　日よけ　風鈴　ベンチ　ペット用ベッド　帽子掛けかぎ（金属製のものを除く。）マネキン人形　木製又はプラスチック製の立て看板　郵便受け（金属製又は石製のものを除く。）　揺りかご　幼児用歩行器　洋服飾り型類　浴室用腰掛け　理髪用椅子 十　（略） 十一　あしいおにがや　経木　しだ　すげ　すさ　竹　竹皮　つる　とう　麦わら　木皮　わら 十二～十五　（略）	第二十一類　（略）
一～十五　（略） 十六　菓子（肉、魚、果物、野菜、豆類又はナッツを主原料とするものに限る。） 甘栗　甘納豆　いり栗　いり豆　焼きりんご　ゆで小豆	第二十九類
（略）	第二十三類～第二十八類
一～十三　（略） 十四　織物製屋外用ブラインド 十五　（略）	第二十二類

一～十一　（略） 十二　菓子（動物性食品又は野菜その他の食用園芸作物を主原料とするものを除く。） ㈠・㈡　（略） 十三～二十　（略）	第三十類
一　（略） 二　漆の実　麦芽　未加工のコルク　未加工のホップ　やしの葉 三～十四　（略）	第三十一類
（略）	第三十二類～第四十三類
一～七　（略） （削る）	第四十四類
八～十一　（略）	
一～十四　（略） 十五　介護　施設における介護　訪問による介護	第四十五類

一～十一　（略） 十二　菓子（肉、魚、果物、野菜、豆類又はナッツを主原料とするものを除く。） ㈠・㈡　（略） 十三～二十　（略）	第三十類
一　（略） 二　漆の実　麦芽　ホップ　未加工のコルク　やしの葉 三～十四　（略）	第三十一類
（略）	第三十二類～第四十三類
一～七　（略） 八　介護　施設における介護　訪問による介護 九～十二　（略）	第四十四類
一～十四　（略） （新設）	第四十五類

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和七年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前にした商標登録出願及び防護標章登録出願に係る商品及び役務の区分については、なお従前の例による。

規　則

○公正取引委員会規則第五号

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和六年法律第五十八号）第二条第五項、第三条第二項、第四条第一項及び第四十八条並びに第四十二条において準用する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十条の六及び第七十六条第一項の規定に基づき、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

令和六年十二月十三日

公正取引委員会委員長　古谷　一之

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律施行規則

目次

第一章　総則（第一条―第七条）
第二章　指定等手続（第八条―第十一条）
第三章　補則（第十二条・第十三条）
附則

第一章　総則

（定義）

第一条　この規則において使用する用語であって、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（以下「法」という。）又はスマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第三条第一項の事業の規模を定める政令（令和六年政令第三百七十六号。以下「令」という。）において使用する用語と同一のものは、この規則に特段の定めがない限り、法又は令において使用する用語と同一の意義において使用するものとする。

（期間の計算）

第二条　期間の計算については、民法（明治二十九年法律第八十九号）の期間に関する規定に従う。

２　前項の規定にかかわらず、期間の末日が行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日をいう。）に当たるときは、同法第二条本文の規定を適用する。

（用語）

第三条　指定等手続（法第二章に規定する手続をいう。以下同じ。）においては、日本語を用いる。

２　前項の規定にかかわらず、指定等手続において公正取引委員会（以下「委員会」という。）に提出する資料が日本語で作成されていないものであるときは、当該資料に日本語の翻訳文を添えなければならない。

（公示送達の方法）

第四条　委員会は、公示送達があったことを官報又は新聞紙に掲載することができる。外国においてすべき送達については、委員会は、官報又は新聞紙への掲載に代えて、公示送達があったことを通知することができる。

（文書の作成）

第五条　指定等手続において作成すべき文書には、特別の定めのある場合を除いて、年月日を記載して署名し、又は記名押印しなければならない。

２　前項の文書が委員会において作成すべき謄本の場合には、当該謄本を作成した職員が、その記載に接続して当該謄本が原本と相違ない旨を付記し、かつ、これに記名押印して、毎葉に契印又はこれに準ずる措置をしなければならない。

（文書の訂正）

第六条　指定等手続において文書を作成するには、文字を改変してはならない。文字を加え、削り、又は欄外に記載したときは、これに認印しなければならない。この場合において、削った部分は、これを読むことができるように字体を残さなければならない。

（ウェブページ）

第七条　法第二条第五項の公正取引委員会規則で定める電磁的記録は、ＨＴＭＬ（送信可能化（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五に規定する送信可能化をいう。以下この条において同じ。）された情報を電子計算機による閲覧の用に供するに当たり、当該情報の表示の配列その他の態様を示すとともに、当該情報以外の情報で送信可能化されたものの送信の求めを簡易に行えるようにするための電磁的記録を作成するために用いられる文字その他の記号及びその体系であって、国際的な標準となっているものをいう。）その他の記号及びその体系で作成された電磁的記録で送信可能化されたものであって、インターネットを利用した閲覧の際に、一の送信元識別符号（同法第四十七条の五第一項第一号に規定する送信元識別符号をいう。）によって特定された一のページとして電子計算機の映像面に表示されることとなるものをいう。

第二章　指定等手続

（特定ソフトウェア事業者の届出）

第八条　法第三条第二項の規定による届出は、特定ソフトウェアの提供等に係る事業の規模が令本則の表の上欄に掲げる特定ソフトウェアの種類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる規模以上であるものに該当した年度の翌年度の四月末日までに、特定ソフトウェアの種類ごとに、それぞれ様式第一号による届出書を提出してしなければならない。

２　特定ソフトウェア事業者は、前項の届出書に記載した事項を変更したときは、速やかに、変更した事項を届け出なければならない。

（指定書の送達）

第九条　法第三条第四項に規定する指定書の謄本は、名宛人又はその代理人にこれを送達しなければならない。

（特定ソフトウェア事業者の指定の変更又は取消しの申出）

第十条　法第四条第一項の規定による申出は、同項各号のいずれかに該当する事由が生じたことを証明する書類を添えて、様式第二号による申出書を提出してしなければならない。

（決定書の送達）

第十一条　法第四条第四項において読み替えて準用する法第三条第四項に規定する決定書の謄本は、名宛人又はその代理人にこれを送達しなければならない。

第三章　補則

（署名及び押印の省略）

第十二条　指定等手続において提出すべき文書は、記名をもって署名又は押印を省略することができる。

２　委員会の職員は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、提出者に対し、前項の文書が真正なものであることを証明する書類の提出の指示その他の方法により、その内容を確認するものとする。

（更正決定）

第十三条　指定書又は決定書に誤記その他明白な誤りがあるときは、委員会は、職権又は申立てにより、更正決定をすることができる。

２　更正決定に対しては、更正決定書の謄本の送達を受けた日から二週間以内に、委員会に対し、文書をもって異議の申立てをすることができる。

３　委員会は、前項の異議申立てを却下したときは、これを申立人に通知しなければならない。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年十二月十九日）から施行する。

（経過措置）

２　令の施行の日の属する年度の前年度において、特定ソフトウェアの提供等に係る事業の規模が令本則の表の上欄に掲げる特定ソフトウェアの種類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる規模以上である特定ソフトウェア事業者に係る第八条第一項の規定の適用については、同項中「特定ソフトウェアの提供等に係る事業の規模が令本則の表の上欄に掲げる特定ソフトウェアの種類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる規模以上であるものに該当した年度の翌年度の四月末日」とあるのは、「令の施行の日から起算して一月を経過した日」とする。

様式第１号（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。）

事業規模届出書

年　　月　　日

公正取引委員会　宛

氏名又は名称
住所又は所在地
法人番号
代表者の役職名及び氏名

連絡先部署名
住所又は所在地（郵便番号）
担当者の役職名及び氏名
電話番号
電子メールアドレス

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和６年法律第５８号。以下「法」という。）第３条第２項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

１　該当する特定ソフトウェアの種類

２　特定ソフトウェア（検索エンジンにあっては検索エンジンを用いた検索役務。以下同じ。）の名称

３　特定ソフトウェア事業者の氏名又は名称、その代表者の役職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地

４　特定ソフトウェア事業者が外国法人等（外国の法人及び団体並びに外国に住所を有する個人をいう。）である場合にあっては、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の事務所の所在地

５　年度における各月の国内向けに提供されている特定ソフトウェアを月一回以上利用するスマートフォンの利用者の数を平均した数

６　当該利用者の数の算定方法に係る説明

○記載上の注意事項

下記の各項目は、様式の各項目に対応する。

記

１　該当する特定ソフトウェアの種類

「基本動作ソフトウェア」、「アプリストア」、「ブラウザ」及び「検索エンジン」の４種類のうち、特定ソフトウェアの提供等に係る事業の規模がスマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第三条第一項の事業の規模を定める政令（令和６年政令第３７６号。以下「令」という。）本則の表の上欄に掲げる特定ソフトウェアの種類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる規模以上であるものを記載すること。

２　特定ソフトウェアの名称

当該特定ソフトウェア（検索エンジンにあっては検索エンジンを用いた検索役務）の名称を記載すること。

３　特定ソフトウェア事業者の氏名又は名称、その代表者の役職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地

特定ソフトウェアの提供等を共同して行う場合は、全ての者に関する情報について、記載すること。

４　特定ソフトウェア事業者が外国法人等（外国の法人及び団体並びに外国に住所を有する個人をいう。）である場合にあっては、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の事務所の所在地

前記３に同じ。

５　年度における各月の国内向けに提供されている特定ソフトウェアを月一回以上利用するスマートフォンの利用者の数を平均した数

特定ソフトウェアの提供等に係る事業の規模が令本則の表の上欄に掲げる特定ソフトウェアの種類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる規模以上であるものに該当した年度における各月の国内向けに提供されている特定ソフトウェア（検索エンジンにあっては検索エンジンを用いた検索役務）を月一回以上利用するスマートフォンの利用者の数を平均した数を記載すること。

また、当該利用者の数は、正確な実際の数の算定が困難な場合には、実際の数に比して過大又は過少なものとならないよう、利用可能な情報のうちで最も正確かつ信頼のおけるものに基づき、算定すること。ただし、当該算定した数が実際の数に比して過大又は過小なものである可能性が高いものの、実際の数を平均した数が令本則の表の下欄に掲げる規模以上であることが明らかであると思料するときは、当該算定した数を平均した数を記載して差し支えない。

６　当該利用者の数の算定方法に係る説明

（１）どのような方法により当該利用者の数を算定したのかについて正確かつ詳細な説明を付すこと。

（２）当該利用者の数は、正確な実際の数の算定が困難な場合には、実際の数に比して過大又は過少なものとならないよう、利用可能な情報のうちで最も正確かつ信頼のおけるものに基づき、算定したものであることを明らかにすること。

（３）当該算定した数が実際の数に比して過大又は過小なものである可能性が高いものの、実際の数を平均した数が令本則の表の下欄に掲げる規模以上であることが明らかであると思料するときは、その旨及びその理由を記載すること。

備考

１　様式において使用する用語であって、法又は令において使用する用語と同一のものは、様式に特段の定めがない限り、法又は令において使用する用語と同一の意義において使用するものとする。

２　本届出書を連名で作成する場合には、各届出者の氏名等を列記すること。

３　代理人が本届出書を作成する場合は、届出者の氏名又は名称、住所又は所在地、法人番号並びに代表者の役職名及び氏名とともに、代理人による届出である旨及び代理人の氏名を記載すること。この場合には、併せて委任状を添付すること。

４　記載事項について書き切れない場合は、適宜別紙に記載すること。

５　本届出書には、ページ番号を記載すること。

様式第２号（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。）

指定の【　変更　】又は【　取消し　】の申出書

年　　月　　日

公正取引委員会　宛

氏名又は名称
住所又は所在地
法人番号
代表者の役職名及び氏名

連絡先部署名
住所又は所在地（郵便番号）
担当者の役職名及び氏名
電話番号
電子メールアドレス

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和６年法律第５８号。以下「法」という。）第４条第１項の規定に基づき、次のとおり申し出ます。

１　該当する特定ソフトウェアの種類

２　特定ソフトウェア（検索エンジンにあっては検索エンジンを用いた検索役務）の名称

３　特定ソフトウェア事業者の氏名又は名称、その代表者の役職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地

４　特定ソフトウェア事業者が外国法人等（外国の法人及び団体並びに外国に住所を有する個人をいう。）である場合にあっては、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の事務所の所在地

５　申出を行う理由

【　１　】特定ソフトウェアの提供等を行わなくなったとき。

【　２　】特定ソフトウェアの提供等に係る事業の規模が法第３条第１項の政令で定める規模を下回った場合において、再び当該規模以上となることがないと明らかに認められるとき。

○記載上の注意事項

下記の各項目は、様式の各項目に対応する。

なお、標題の「指定の【　変更　】又は【　取消し　】の申出書」については、指定の変更又は取消しのいずれか該当する方に丸を付すこと。

記

１　該当する特定ソフトウェアの種類

「基本動作ソフトウェア」、「アプリストア」、「ブラウザ」及び「検索エンジン」の４種類のうち、法第４条第１項各号のいずれかに掲げる事由が生じたものを記載すること。

２　特定ソフトウェアの名称

当該特定ソフトウェア（検索エンジンにあっては検索エンジンを用いた検索役務）の名称を記載すること。

３　特定ソフトウェア事業者の氏名又は名称、その代表者の役職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地

特定ソフトウェアの提供等を共同して行う場合は、全ての者に関する情報について、記載すること。

４　特定ソフトウェア事業者が外国法人等（外国の法人及び団体並びに外国に住所を有する個人をいう。）にあっては、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の事務所の所在地

前記３に同じ。

５　申出を行う理由

該当する番号に丸を付すこと。

備考

１　様式において使用する用語であって、法において使用する用語と同一のものは、様式に特段の定めがない限り、法において使用する用語と同一の意義において使用するものとする。

２　本申出書を連名で作成する場合には、各申出者の氏名等を列記すること。

３　代理人が本申出書を作成する場合は、申出者の氏名又は名称、住所又は所在地、法人番号並びに代表者の役職名及び氏名とともに、代理人による申出である旨及び代理人の氏名を記載すること。この場合には、併せて委任状を添付すること。

４　記載事項について書き切れない場合は、適宜別紙に記載すること。

５　本申出書には、ページ番号を記載すること。